

「北見市教育大綱（案）」に対する 市民の皆様からのご意見を募集します。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、平成26年6月20日に改正（平成27年4月1日施行）され、北見市においても総合教育会議を設置し、平成28年2月に教育大綱を策定しました。

北見市教育大綱は、北見市総合計画の基本理念を踏まえ、教育分野の個別計画と整合を図りながら、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本理念、重点的な目標を定めるものです。

現行の教育大綱が平成30年度で終了することから、今般の教育を取り巻く情勢を鑑み、新たな北見市の教育の方向性を導き出すため、北見市総合教育会議において議論を重ねてまいりました。

この度、教育大綱（案）〔平成31年度から平成35年度〕がまとまりましたので、案を公表し広く市民の皆様からご意見を募集します。

◆ 公表する資料（意見を募集する内容）

北見市教育大綱（案）

- 「北見市教育大綱（案）」は、次の場所において閲覧できます。
北2条仮庁舎3階（企画政策課）、まちきた大通ビル庁舎4階（案内）、相内支所、上常呂出張所、東相内出張所、仁頃出張所、端野総合支所（総務課）、常呂総合支所（総務課）、留辺蘂総合支所（総務課）、温根湯温泉支所、市民サービスセンター、中央図書館、端野図書館、常呂図書館、留辺蘂図書館、市ホームページ

◆ 意見の募集期間

平成30年12月19日（水）～平成31年1月21日（月）必着

◆ 意見を提出できる方

- 市内に住所を有する者
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- 市内に所在する学校に在学する者
- 上記に掲げるもののほか、本手続に係る事案に利害関係を有する者

◆ 意見の提出方法

大綱（案）に対する意見は、次の方法により提出してください。

その場合、住所、氏名（法人その他の団体にあつては名称と代表者名）、電話番号若しくはメールアドレスを明記してください。

なお、提出された個人情報「北見市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に取り扱います。

電話によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。ご意見への個別回答はいたしません。いただいたご意見を取りまとめた後、市の考え方を含め公表いたします。

■ 意見書様式による提出

- 郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかの方法により提出してください。
- 意見書様式
（上記に掲げた資料閲覧場所に備え付けてあります。なお、ホームページからもダウンロードできます。）
- 提出先
 - 郵送の場合 〒090-8501 北見市北2条東1丁目11番地
北見市企画財政部企画政策課企画調整係
 - 持参の場合 市役所企画財政部企画政策課及び上記に掲げた資料閲覧場所の窓口
 - FAXの場合 0157-24-1101
 - E-Mailの場合 kikaku@city.kitami.lg.jp